

# 山口県産和牛ブランド推進協議会設置要綱

## (目的)

第1条 一定の品質基準を満たした県産和牛肉（以下「ブランド和牛肉」という。）の積極的なPR展開を通じて県産和牛に対する需要拡大を図るため、山口県産和牛ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (分掌事務)

第2条 協議会の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ブランド和牛肉の規格管理に関すること。
- (2) ブランド和牛肉の販売戦略に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

## (会長等)

第4条 協議会に会長1人、副会長3人以内及び監事2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、会長が指名する者をもって充て、協議会の財務を監査する。

## (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

## (事務局庶務)

第6条 協議会の庶務は、山口県農業協同組合販売部及び山口県農林水産部において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

この要綱は、令和7年7月31日から施行する。

別表

山口県産和牛ブランド推進協議会委員

構成団体
山口県農業協同組合
山口県食肉公正取引協議会
山口県食肉公正取引協議会
山口県食肉公正取引協議会
山口県食肉事業協同組合連合会
山口県食肉事業協同組合連合会
山口県食肉事業協同組合連合会
山口県農林水産部
公益社団法人山口県畜産振興協会
一般社団法人山口県配合飼料価格安定基金協会

※山口県食肉公正取引協議会と山口県食肉事業協同組合連合会から、協議会委員として3名まで参画